

2023(令和5)年度日本NGO連携無償資金協力 実施要領 改善提案項目

(2023年度連携推進委員会用資料)  
 NGO・外務省定期協議会連携推進委員会NGO側委員会 作成

2023年11月から12月に向けてアンケートを実施している。現時点の回答の一部を以下にまとめる。  
 最終的なアンケート結果に基づいて、NGO外務省間での協議を行う。

No	頁	改定要望事項	詳細
<b>■本年度重点項目</b>			
1	2ページ【ソフト案件】	【現在】ソフト中心の事業内容・経費積算のみ(ないしは大部分)で構成される技術協力・技術移転事業は対象としません 【提案】ソフト中心の事業内容・経費積算のみ(ないしは大部分)で構成される技術協力・技術移転事業も対象とします	現場のニーズを基に最も社会的インパクトが高い手法が採用されるべきで、N連予算も限られる中、敢えて採択を受けるために高価なハードを入れることは、現地の影響としても、税金の使用法としても妥当性がない。ソフト中心か否かと、実施の効果が中長期的に継続して社会経済開発に寄与するかは無関係である。ソフト中心の事業の具体例を明示していただきたい(マニュアル作成やアプリ、webサイトの構築はこれに含むのか)
2	2ページ【JICA草の根との関係性】	【現在】JICA草の根技術協力事業で実施した事業の内容を、同じ国内の別地域で行うことは認めません。他方、草の根技術協力事業で実施した事業成果・効果をN連で発展・強化させる事業は対象とします。 【提案】削除	「JICA草の根＝ソフト、N連＝ハードのすみわけ」は実態とはあっておらず、JICAは大学や自治体を含め多様な主体が実施、N連は市民社会の良さが最大限発揮できるNGO向け事業とし、双方で相乗効果を高めるべき。
3	4ページ【初めて申請する団体】	【現在】N連に初めて申請する団体に対しては、原則として公的資金(政府関係機関からの収入含む。)を除いた年間総収入実績(過去2年間の年間平均)を大幅に超える資金協力は行わず、 【提案】削除	実質的な「足切り」となっており、新規団体の参入を妨げている。結果、毎年同じような団体が採択され、新陳代謝が失われている。また、本条件に該当しないにも関わらず、採択に至っている団体が存在し、公平さに欠ける。
4	4ページ【予備費の計上】	【現在】(5)事業変更や不足対応に備えた予備費を確保するような目的で各経費(人件費で採用予定数を多めに計上、インフレを見込んだ計上等)を水増しする計上は厳に控えてください。 【提案】削除	昨今、急激な為替変動(円安)やインフレによる影響が顕著であり、実質(円ベース)での事業費増大幅が大きく予備費を計上しないと事業が成り立たない。
5	4ページ:【一団体当たりの予算上限】	【現在】申請団体のN連供与資金を除く年間総収入実	これだけ予算が枯渇している状態のなか、一部の団体にパートナー団体について一般管理費の対象としないことは、世界の大きな「現地化」の潮流から遅れている。事業実施を通じてパートナー団体の基盤強化に貢献することが、支援の持続発展性に資する。
6	19ページ【パートナー団体の一般管理費】	【現在】ただし、NGOパートナーシップ事業の場合は日本のNGOによる用途分のみ 【提案】削除	

7	19ページ【一般管理費対象事業に「福祉」】	<p>【現在】□)アジアにおける貧困削減に資する事業(社会経済基盤開発、保健・医療、教育を含む)</p> <p>【提案】(1)アジアにおける貧困削減に資する事業(社会経済基盤開発、保健・医療、教育、福祉を含む)</p>	<p>子どもの保護を含む福祉分野は貧困削減に資する分野であり、現行の開発協力大綱においても取り組むべき分野として明記されている。</p>
8	19ページ【一般管理費対象事業に「タジキスタン」】	<p>【現状】「国際協力における重点課題」として最大36か月の継続案件申請等の優遇措置を受けられる要件について(1)アジアにおける貧困削減に資する事業もしくは(4)中東・北アフリカ(注2)の生活向上・改革支援</p> <p>【提案】上記に欧州タジキスタンを追加</p>	<p>タジキスタンの2022年の一人当たりGDPも例えば重点課題に含まれるカンボジアより低く、追加すべき(タジキスタンの一人当たりGDP: 1,064.1米ドル、カンボジアの一人当たりGDP: 1,780米ドル)</p>
9	20ページ【複数年契約】	<p>【現状】なお、複数年事業であっても12か月を超える贈与契約は締結できませんので、その場合は2年目以降、年度ごとに贈与契約を締結することが必要です。</p> <p>【提案】なお、複数年事業の場合は、<u>初年度に全期間を対象とする贈与契約を締結することとします。</u></p>	<p>単年度契約とすることで、年度ごとの申請の手続きが発生し、事業実施中にも関わらず申請のための時間がとられる。申請側と申請内容を確認する側の労力を省略し、事業の質を上げるために人役を使いたい。また、スタッフとの契約において、単年度契約となることで離職率を高め、事業の質の低下を招いている。</p>
10	21ページ【事業完了までの流れ】	<p>【現状】「IV申請から事業完了までの流れ」の図</p> <p>【提案】実態に合わせる</p>	<p>11月頃に採択可能性がある(ない)団体に通知が来ているが、正式な流れに記載されておらず、混乱をきたしている。</p>
11	28ページ【事業変更報告】	<p>【現状】活動細部(活動に用いる物品の変更等)の変更や事業規模の拡大または縮小(研修の回数増減等)、物資等の追加購入で、事業の上位目標達成のために必要なもの</p> <p>【提案】活動細部(活動に用いる物品の変更等)の変更や事業規模の拡大または縮小(研修の回数増減等)、物資等の追加購入で、事業の上位目標達成のために必要なもの<u>且つ20%を超える予算流用を伴うもの</u></p>	<p>事業の質を高めるために研修の件数が増減することは十分想定できることであり、軽微な変更に入ると考える。また、物品の変更についても物価の高騰などの理由で、当初想定していない物品に変更することはあり得る。20%以内の範囲であれば報告の必要なく変更を認めて頂きたい。</p> <p>税金を支払っている日本国民への説明責任として、「予定通りに活動を実施し、予算を執行すべき」との説明を受けているが、そもそも日本国民が求めていることは出したお金を有意義に使うことである。「予定を変更しないこと」や、「細かすぎる書類のやり取りに多くの支出を行うこと」ではない。</p>
12	29、39、40、46ページ【有給休暇】	<p>【現状】有給休暇取得期間は、従事期間に含めることはできません。</p> <p>【提案】有給休暇取得期間は、従事期間に含めることができる</p>	<p>有給休暇は基本的な福利厚生と考えられ、計上が認められるべき</p>

13	32ページ【外部監査】	【提案】国家資格を有する公認会計士(監査法人)が、外部監査をしている以上、外部機関での確認は不要へ。	国家資格を有するものが厳選な確認をしたあとに再度、(資格も有していない)外部機関が確認をすることは、納税者に説明できる体制とは言えない。そもそも会計検査院から返金遅延について指摘があり、その改善案の一環として、重複確認の問題を解消するために、外務調査に「合意された手続」AUPの概念が導入され、外部審査機関での審査を廃止する方向で話が進んでいたはず。第三者評価の提言を踏まえ、N連において業務効率化を進めるべき。
14	33ページ【三者見積もり】	【現状】予算詳細には積算根拠をしめす資料として次の資料を添付してください(中略) 3 三者見積り一覧(様式1-c) 【提案】予算詳細には積算根拠をしめす資料として次の資料を添付してください(中略) 3 三者見積り一覧(様式1-c)、※1者見積もり	事業申請の段階での三者見積もりは団体への負担が大きく、また、現地の複数の業者(零細業者の場合も多い)に期待を抱かせることにもなる。申請段階では1者見積もりを可とし、単価5万円以上の物品や工事案件の発注の段階で三者見積もりを義務付ける、合意された手続き実施(監査)の際に三者見積もり取得の確認を義務付けるといった対応で価格の妥当性を確認していただきたい。
15	37ページ【消耗品の効果】	【現在】ワークショップや研修等において参加者に提供又は配布する飲食物(ワークショップの食事・飲料水等)や消耗品(文房具等)に係る経費や参加旅費(交通費、日当・宿泊費)も支援対象としますが、それらの提供又は配布の必要性や期待される効果を申請書で十分説明してください 【提案】消耗品を削除。	文房具等、軽微なものまで必要性や期待される効果を書かせる必要はない。
16	38、46ページ【専門家単価】	【現在】JICA専門家派遣に係る経費単価(国内俸) 【提案】JICA専門家派遣に係る経費単価(国内俸)(参照のリンク先等を明示)又はN連基準を設定すべき	上限となる当該月額単価が公開されていないため、外部審査機関からの指摘を待って、予算や変更報告を最終化せねばならず二度手間である。特に予算に関しては上限を超えた分が自己負担となるが、単価が非公開のため自己負担額の予測をすることができない。予め要領に掲載することが難しい場合は、団体の求めに応じて情報を共有していただきたい。またそもそも、在勤基本手当は給与とは異なり、専門家は別途国内俸が支給されているところ、現地職員の給与や講師謝金の上限を在勤基本手当を根拠とする妥当性がなく、N連独自基準を設定すべき。
17	40ページ【現地提携団体の賃借料】	【現在】対象外:貸主負担とすべき施設維持費、現地提携団体の事務所借料等 【提案】対象外:貸主負担とすべき施設維持費、 <u>現地提携団体の事務所借料等</u>	支援の現地化(ローカライゼーション)の国際的な潮流を受け、現地提携団体との連携を強めていくために、現地提携団体の事業管理費についても負担することは、世界的な常識である。

18	41ページ【洗車代】	<p>【現在】対象外：任意自動車保険料、洗車代  【提案】対象外：任意自動車保険料、洗車代</p>	<p>土埃による汚れを取り除くため、月数回の洗車が必要になる。日本の文脈と異なり、安全のためであり、事業運営において発生せざるをえない支出のため、計上可としていただきたい。また、スタッフが洗車を行う方が、高額となり、効率的ではない。</p>
19	41-42ページ(別表I)【出張における合理的配慮】	<p>【現状】用途・対象：・事業管理に伴う現地国内交通費（飛行機、バス、タクシー、鉄道、船、・日当、宿泊費）  【提案】「留意事項」への以下のポイントの追記を希望する。  障害等の理由により合理的配慮が必要な場合は、以下の費用も支援対象となります。  ・介助者の交通費(タクシー含む)、日当、謝金、交通費、宿泊費、海外旅行保険  ・該当業務従事者の航空券クラスのアップグレード費用  ・該当業務従事者の宿泊費のアップグレード費用(エレベータを有するホテル等)  ・(車いすでも乗車できる)特殊車両の借上げ費用  ・スーツケースなどの送料(空港等)  ※介助者には手話通訳者を含みます。  ※その他、個々のニーズにおける経費については、必要性を申請書に明記の上、協議・調整することとします。</p>	<p>JICAの「草の根技術協力事業に係る経理ガイドライン」の”【業務従事者等の合理的配慮に係る経費の取扱い】”という項目では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、合理的配慮を要する業務従事者が業務を実施するために必要となる場合の経費計上を認めており、N連においてもこうした合理的配慮を反映していただきたい。</p>

20	42ページ【事業完了後の支出】	<p>【現状】事業完了後にN連資金の残額を、在外公館に返金する際の送金手数料には使えません(団体の自己負担となります。)</p> <p>【提案】事業完了後、N連資金の残額を、在外公館に返金するまでに要する口座維持費と返金する際の送金手数料は、事業完了後も計上可能とします。</p>	<p>外務省に起因する要因で、事業完了後もN連資金専用の口座を維持し続ける必要があり、口座を閉鎖できる時期も団体側でのコントロールが及ばない部分であるため。</p>
21	43ページ【一時帰国】	<p>【現在】N連事業の管理を目的として本部から派遣された現地事務所駐在員が事業実施期間中に本邦に一時帰国するための旅費及び日当・宿泊費の計上は、原則認められません。</p> <p>【要望】事業期間中の一時帰国を認める。</p>	<p>N連の事業地は、通常の大使館職員等が滞在するような場所ではなく、過酷な環境にあり、そのような環境に1年間滞在させることは肉体的にも精神的にも労務管理上問題があるだけではなく、事業の管理者として正常な判断を遅らせ、事業の質や安全管理上大きな問題がある。また、高い離職率の大きな要因になっている。事業を円滑に進めるためにも、一時帰国による対面でのコミュニケーションは必須である。特に、複数年事業において、事業開始終了のタイミングでの帰国は困難な場合もあり、その場合、長期間帰国が困難になる。</p>
22	44ページ【航空券の三社見積もり】	<p>【現在】航空券に対して三社見積もりが必要</p> <p>【要望】前年度実績に基づく積算も可としていただきたい。</p>	<p>見積書の提出を断られるケースが多く、また見積を取得してから半年から1年以上経ってからの購入になるので、見積の意味をなしていない。毎回、すぐ購入しないにも関わらず、三社見積もりを取得しているため、旅行会社との関係が毎年悪化している。</p>
23	63ページ(様式1-e)【主要機材記載方法】	<p>【現在】主要資材、その他主要資材の記載欄</p> <p>【提案】見積もり取得時において同様の情報がBill of Quantities(設計数量)に記載されている場合は、記載を不要とする旨を追記</p>	<p>見積もりを同様の仕様、条件で取得するためにBoQを作成した場合、施設案件必要書類・必要事項のテンプレートの後半の情報は内容が重複するため。</p>
24	84ページ(様式2-4)【経費変更書類】	<p>【提案】令和2年度以前の様式としたい。</p>	<p>経費変更をあえて異なる欄に書く必要性がわからない上に、結局重複した内容を書くこととなり記載しづらい。</p>
25	96ページ(外部調査:別紙2)【合意された手続実施結果報告書 ひな型】	<p>【現状】日本公認会計士協会が公表した専門業務実務指針4400日本NGO連携無償資金協力「外部調査」(別紙2)「合意された手続実施結果報告書 ひな型」他、</p> <p>【提案】日本又は現地の公認会計士協会が公表した...</p>	<p>現地の監査人に確認いただく場合、現地の基準でも認めていただきたい。</p>
26	107ページ(様式4-c)【残業時間表示】	<p>【現状】N連従事時間のうち残業時間の欄</p> <p>【提案】当該欄を削除</p>	<p>本件については、今年度始めの説明会で民連室より、採用し削除予定と説明いただいたが、フォーマットが間に合わないとのことだった。令和4年度契約案件の完了報告に使用できるよう、フォーマットを共有いただきたい。</p>

27	(別表 I) 対象となる経費と積算上の留意点【データ収集費用】		・要件として裨益効果を定量的に示すこと(P.2)とあり、事業による裨益効果であることを明らかにするためにも、対照群に対するデータ収集を費用として認めていただきたい。
28	■全般【N連予算拡大】		開発協力大綱において、市民社会を「戦略的パートナー」と位置づけているが、補正予算を除くとN連資金予算は減少傾向にあり、市民社会への拠出割合も、DAC諸国でほぼ最下位と、全く実態が伴っていない。せめてDAC諸国「平均」の拠出割合にすべき、N連資金を拡充すべき。また、円ベースでの予算減少に加え、支出面では、世界的な円安(3年間で1USD 109円→145円)と物価高騰によって事業費は倍以上になっており、事業地では更に価値が縮小している。N連予算を拡充していただかないと事業が成り立たない。
29	■全般【複数年度案件の重要性】		複数年度案件ができないということは、中長期の開発事業ができないということ。世界各地で紛争が起こってから莫大な資金を出しても紛争は止められない(ガザ人道危機に対して、日本政府は、2023年10月、11月に7,500万米ドル、約110億円の拠出を発表)。紛争が起こる前に、中長期の開発事業に適切に拠出し、地域の安定性を高め、紛争予防につなげるべき。効果的な税金の使用という観点からも、開発事業(N連)の予算増額と複数年度案件復活を強く望む。
30	■全般【切れ目のない複数年度案件】		複数年度案件において、事業の切れ目がないようにしていただきたい。その間の支出がとて大きく、経営を圧迫している。
31	■全般【実施要項英語版】		N連実施要領の英語版を外務省として作成していただきたい。現地で外部調査を行う際に監査法人が参照する資料となるので、申請団体側で準備すべき資料ではない。各団体が独自の解釈で英訳した要項に基づいて、海外の公認会計士等が調査を行うことは、問題がある。
32	■全般【財務省起因の頻繁な変更】		財務省の対応が変わるたびにNGOへの負担が増える現状について、根本的な解決の糸口を協議していただきたい。

33	■全般【実績一覧に公開されていないN連等】		<p>日本財団には、毎年「日本NGO連携無償資金協力」として、2019年度28.7億円、2021年度5.7億円が拠出されているが、N連の実績一覧では公開されていないのはなぜか。同系列である一般財団法人ササカワ・アフリカ財団は、N連実績が乏しいにも関わらず、N連資金が大幅に不足した2022年度にいきなり3.3億円も採択されているのはなぜか。</p> <p><a href="https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2020/06/2019_zaimusyohyo_u.pdf">https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2020/06/2019_zaimusyohyo_u.pdf</a></p> <p><a href="https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2022/05/2021_zaimusyohyo_u.pdf">https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2022/05/2021_zaimusyohyo_u.pdf</a></p>
34	■全般【審査の透明化】		<p>審査が民連室内のブラックボックスになっており、基準が明確化であるとともに、理解しがたい拠出がなされている。政治的な影響も受けやすく、50億円を超える資金管理方法として問題が大きい。市民を含めた透明度の高い資金管理を行うべき。民間援助連携室の言う「優良案件」の審査基準が曖昧であり、明確にしてほしい。</p>
35	■全般【30万円未満固定資産の扱い】		<p>パソコン等30万円未満の固定資産については、譲渡に加え、実施団体による開発事業目的に継続使用を了承していただきたい。現地の政府やNGOに対して譲渡をしても、その後の管理が困難。</p>
36	■全般【外部審査基準の統一】		<p>外部審査の基準が担当者ごとに拘る点が大きく異なるため統一していただきたい。</p>
37	■全般【脱炭素イニシアティブ】		<p>実施要領には脱炭素イニシアティブについて記載がないのに、脱炭素イニシアティブはN連のためにできたスキームと読み取れる。ただでさえ大幅に不足しているN連資金が実質的に日本企業の海外進出資金として活用されていて納得できない。日本企業用資金として別の資金で実施されるべき。</p>
38	■全般【規定にはない月報の要求】		<p>在外公館から月報の提出を求められている。要領には記載がなく、大使館も任意であるとは言いが、資金を受けている側からは断りづらい。要領で定められている契約外の報告書の提出依頼は控えていただきたい。</p>